

マージン率等の公開資料

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律「労働者派遣法」の第23条5項及び施行規則第18条の2により、マージン率を公開いたします。

※マージン率とは

派遣先より株式会社ベルキャリアに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率がマージン率です。

許可番号	派13-317632	事業所の名称	株式会社ベルキャリア
許可年月日	2024年11月1日	事業所の所在地	東京都中央区日本橋室町一丁目10番11号 belle 日本橋 2F

◆労働者派遣の実績およびマージン率等

派遣労働者の数	13名
派遣先の数	10事業所
① 労働者派遣の料金(1日8時間当たりの平均)	20,973円
② 派遣労働者の賃金(1日8時間当たりの平均)	15,520円
マージン率(①-②)÷①	26.0%
労使協定を締結しているか否かの別	締結済(協定の有効期限:事業開始日から1年間とし、期間終了後に双方の合意に基づき更新または内容の見直しを行うものとする。)
対象派遣労働者の範囲	すべての派遣労働者

(2025年7月1日現在 見込値)

◆マージンに含まれる費用

社会保険料	雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険、労災保険等の事業主負担分
休暇費	年次有給休暇、慶弔休暇の取得にかかる賃金
教育研修費	ビジネススキル研修、資格取得、講習受講費用等全般 ※会社運営費
福利厚生費	福利厚生にかかる事業主負担分、交通費等 ※会社運営費
営業費	人件費及び活動費、募集費、通信費等の諸経費 ※会社運営費
健康診断費	一般検診及び生活習慣病検診の受診費用 ※会社運営費
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、※会社運営費を差し引いた利益

◆派遣労働者の教育研修に関する事項

教育訓練の種類	対象者	実施主体	方法	賃金支払	労働者の費用負担
入職時研修	新規就労 派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無し
職能別・階層別研修	就労中 派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無し